

議案第 10 号

我孫子市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 11 月 29 日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

提案理由

水道料金及び給水申込納付金について、消費税相当額を含んだ総額表示に改めること並びに遅収料金制度及び需要者が必要な水量を特に確保した場合に料金とは別に定められた額を徴収する制度を止めることとするとともに、条文を整備するため提案するものです。

我孫子市水道事業給水条例の一部を改正する条例

我孫子市水道事業給水条例（平成２年条例第１７号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（届出） 第14条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ局長に届け出なければならない。ただし、私設消火栓を消防活動に使用したときは、消防活動終了後、７日以内に局長に届け出なければならない。 （１） 給水装置の使用を開始し、又は <u>中止した後に再び開始するとき。</u> （２）から（８）まで 略 ２ 略 （水道使用者等の管理義務） 第16条 略 ２ 略 ３ 水道使用者等は、<u>前２項</u>の規定による管理義務を怠つたために、市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。 （料金） 第21条 料金は、１月について、次の表に定めるところにより算出した額（１円未満の端数があるときは、そ	（届出） 第14条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ局長に届け出なければならない。ただし、私設消火栓を消防活動に使用したときは、消防活動終了後、７日以内に局長に届け出なければならない。 （１） 給水装置の使用を開始し、又は <u>再開始するとき。</u> （２）から（８）まで 略 ２ 略 （水道使用者等の管理義務） 第16条 略 ２ 略 ３ 水道使用者等は、<u>前各項</u>の規定による管理義務を怠つたために、市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。 （料金） 第21条 料金は、１月について、次の表に定めるところにより算出した額 <u>に100分の110を乗じて得た額</u>（１円

の端数金額を切り捨てる。第25条において同じ。)とする。

用途	基本料金		超過料金 (1立方メートルについて)	
	基本水量	料金	超過水量	料金
一般用 (浴場営業用以外の用途をいう。以下同じ。)	5立方メートルまで	1,166円 (量水器の口径が13ミリメートルのものにあつては979円)	6立方メートルから10立方メートルまで	24.2円
			11立方メートルから20立方メートルまで	159.5円
			21立方メートルから30立方メートルまで	207.9円
			31立方メートルから	260.7円

未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。第25条において同じ。)とする。

用途	基本料金		超過料金 (1立方メートルについて)	
	基本水量	料金	超過水量	料金
一般用 (浴場営業用以外の用途をいう。以下同じ。)	5立方メートルまで	1,060円 (量水器の口径が13ミリメートルのものにあつては890円)	6立方メートルから10立方メートルまで	22円
			11立方メートルから20立方メートルまで	145円
			21立方メートルから30立方メートルまで	189円
			31立方メートルから	237円

			40立方メートルまで				40立方メートルまで		
			41立方メートルから50立方メートルまで	317.9円			41立方メートルから50立方メートルまで	289円	
			51立方メートルから100立方メートルまで	380.6円			51立方メートルから100立方メートルまで	346円	
			101立方メートル以上	445.5円			101立方メートル以上	405円	
浴場営業用（物価統制令（昭和21年令第	100立方メートルまで	6,215円	101立方メートル以上	99円	浴場営業用（物価統制令（昭和21年令第	100立方メートルまで	5,650円	101立方メートル以上	90円

118 号) 第 4 条 規 定 に よ り 浴 金 価 の 格 統 額 指 を け 公 浴 用 を い う 。以 下 同 じ。)						118 号) 第 4 条 規 定 に よ り 浴 金 価 の 格 統 額 指 を け 公 浴 用 を い う 。以 下 同 じ。)					
第23条 削除						(遅収料金)					
第23条 削除						第23条 局長の指定する納付期限後に 料金を納付する水道使用者等は、料 金とは別に、当該料金に100分の5を 乗じた遅収料金を納付しなければな らない。					
(特別な場合における料金等の算						(特別な場合における料金等の算					

定)

第25条 月（定例日の翌日から次の定例日までをいう。以下この条において同じ。）の中途において、給水を開始し、中止し、又は廃止する届出があつた場合の当該月の料金は、次に定めるところにより算定する。給水を再び開始するときも、また同様とする。

(1) 使用水量が3立方メートル未満の場合 第21条に規定する基本料金の額に2分の1を乗じて得た額

(2) 略

2 略

3 臨時給水又は応急給水を受けた場合の料金は、使用水量1立方メートルについて349.8円とする。

定)

第25条 月（定例日の翌日から次の定例日までをいう。以下この条において同じ。）の中途において、給水を開始（再開始を含む。）し、中止し、若しくは廃止する届出があつた場合の当該月の料金は、次に定めるところにより算定する。

(1) 使用水量が3立方メートル未満の場合 第21条に規定する基本料金の額に2分の1を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額

(2) 略

2 略

3 臨時給水又は応急給水を受けた場合の料金は、次の表に定めるところにより算出した額に100分の110を乗じて得た額とする。

1立方メートルについて	318円
-------------	------

4 局長は、需要者が必要とする水量を特に確保するために、当該需要者と契約を締結し、かつ、当該水量を確保した場合は、1日最大必要給水量に前回の定例日の翌日から当該月の定例日までの日数を乗じて得た水量から第22条の規定により算定した

(給水申込納付金)

第28条 量水器の設置又は変更（量水器の口径を増径する場合に限る。以下この項において同じ。）を伴う給水装置工事をしようとする者は、局長が指定する納付期限までに、次の表に定める額の給水申込納付金（以下「納付金」という。）を納付しなければならない。この場合において、量水器の変更に係る納付金の額は、変更後の量水器の口径による納付金の額から、変更前の量水器の口径による納付金の額を差し引いた額とする。

量水器の口径	量水器 1 個当たりの額
13 ミリメートル	110,000円
20 ミリメートル	264,000円

使用水量を差し引いて得た水量に、北千葉広域水道企業団基本料金 1 立方メートル当たりの料金（北千葉広域水道企業団水道用水供給条例（昭和54年北千葉広域水道企業団条例第3号）第3条第1号に規定する 1 立方メートル当たりの料金）を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額を、第22条の規定により算定した料金とは別に徴収する。

(給水申込納付金)

第28条 量水器の設置又は変更（量水器の口径を増径する場合に限る。以下この項において同じ。）を伴う給水装置工事をしようとする者は、局長が指定する納付期限までに、次の表に定める額に100分の110を乗じて得た額の給水申込納付金（以下「納付金」という。）を納付しなければならない。この場合において、量水器の変更に係る納付金の額は、変更後の量水器の口径による納付金の額から、変更前の量水器の口径による納付金の額を差し引いた額とする。

量水器の口径	量水器 1 個当たりの額
13 ミリメートル	100,000円
20 ミリメートル	240,000円

ートル	
25 ミ リ メ	429,000円
ートル	
30 ミ リ メ	825,000円
ートル	
40 ミ リ メ	1,419,000円
ートル	
50 ミ リ メ	2,442,000円
ートル	
75 ミ リ メ	6,600,000円
ートル	
100 ミ リ メ	14,300,000円
ートル	
150 ミ リ メ	37,400,000円
ートル	
200 ミ リ メ	72,600,000円
ートル	
250 ミ リ メ	124,300,000円
ートル	

2 及び 3 略

(給水施設の廃止)

第31条 局長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該給水施設を廃止する。

(1) 及び (2) 略

(3) 水道使用者等が料金を納付せず、給水装置が使用中止状態であり、納付の意思がないことを表示したとき。

ートル	
25 ミ リ メ	390,000円
ートル	
30 ミ リ メ	750,000円
ートル	
40 ミ リ メ	1,290,000円
ートル	
50 ミ リ メ	2,220,000円
ートル	
75 ミ リ メ	6,000,000円
ートル	
100 ミ リ メ	13,000,000円
ートル	
150 ミ リ メ	34,000,000円
ートル	
200 ミ リ メ	66,000,000円
ートル	
250 ミ リ メ	113,000,000円
ートル	

2 及び 3 略

(給水施設の廃止)

第31条 局長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該給水施設を廃止する。

(1) 及び (2) 略

(3) 水道使用者等が料金 及び遅收料金 を納付せず、給水装置が使用中止状態であり、納付の意思がないことを表示したとき。

(給水の停止)

第33条 局長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その理由が継続する間給水を停止することができる。

(1)及び(2) 略

(3) 第21条若しくは第25条第1項の料金、第27条の手数料又は第28条の納付金を、局長が指定する納付期限までに納付しないとき。

(過料)

第34条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料に処する。

(1)から(3)まで 略

(4) 第21条若しくは第25条第1項の料金、第27条の手数料又は第28条の納付金の徴収を免れようとして詐欺その他不正の行為をした者

(料金を免れた者に対する過料)

第35条 市長は、詐欺その他不正の行為によつて、第21条若しくは第25条

(給水の停止)

第33条 局長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その理由が継続する間給水を停止することができる。

(1)及び(2) 略

(3) 第21条若しくは第25条第1項の規定による料金、第23条の規定による遅収料金、第25条第4項の規定による料金とは別に徴収する費用、第27条の規定による手数料又は第28条の規定による納付金を、局長が指定する納付期限までに納付しないとき。

(過料)

第34条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料に処する。

(1)から(3)まで 略

(4) 第21条若しくは第25条第1項の規定による料金、第23条の規定による遅収料金、第25条第4項の規定による料金とは別に徴収する費用、第27条の規定による手数料又は第28条の規定による納付金の徴収を免れようとして詐欺その他不正の行為をした者

(料金を免れた者に対する過料)

第35条 市長は、詐欺その他不正の行為によつて、第21条若しくは第25条

第1項の料金、第27条の手数料又は第28条の納付金の徴収を免れた者に対し、その免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

（設置者の責務）

第37条 略

2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

附 則

1 から 8 まで 略

9 次の各号に掲げる者が量水器の口径を変更する場合の当該変更に係る納付金の額の算定は、当該変更前の量水器の口径による納付金の額について、第28条第1項の表に定める納付金の額にかかわらず、当該各号に掲げる者につきそれぞれ当該各号の表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる額を納付したものであるものとして算定する。

第1項の規定による料金、第23条の規定による遅収料金、第25条第4項の規定による料金とは別に徴収する費用、第27条の規定による手数料又は第28条の規定による納付金の徴収を免れた者に対し、その免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

（設置者の責務）

第37条 略

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

附 則

1 から 8 まで 略

9 次の各号に掲げる者が量水器の口径を変更する場合の当該変更に係る納付金の額の算定は、当該変更前の量水器の口径による納付金の額について、第28条第1項の表に定める納付金の額にかかわらず、当該各号に掲げる者につきそれぞれ当該各号の表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる額を納付したものであるものとして算定する。

(1) 平成9年3月31日以前に給水
装置工事の申込みをした者

変更前の量水 器の口径	納付金として既 に納付されたも のとみなす額
20ミリメー トル	220,000円
25ミリメー トル	429,000円
30ミリメー トル	825,000円
40ミリメー トル	1,419,000円
50ミリメー トル	2,442,000円
75ミリメー トル	6,600,000円
100ミリメー トル	14,300,000円
150ミリメー トル	37,400,000円
200ミリメー トル	72,600,000円
250ミリメー トル	124,300,000円

(2) 平成9年4月1日から平成22
年3月31日までの間に給水装置
工事の申込みをした者

変更前の量水	納付金として既
--------	---------

(1) 平成9年3月31日以前に給水
装置工事の申込みをした者

変更前の量水 器の口径	納付金として既 に納付されたも のとみなす額
20ミリメー トル	200,000円
25ミリメー トル	390,000円
30ミリメー トル	750,000円
40ミリメー トル	1,290,000円
50ミリメー トル	2,220,000円
75ミリメー トル	6,000,000円
100ミリメー トル	13,000,000円
150ミリメー トル	34,000,000円
200ミリメー トル	66,000,000円
250ミリメー トル	113,000,000円

(2) 平成9年4月1日から平成22
年3月31日までの間に給水装置
工事の申込みをした者

変更前の量水	納付金として既
--------	---------

器の口径	に納付されたものとみなす額
13ミリメートル	63,525円
20ミリメートル	173,250円
25ミリメートル	450,450円
30ミリメートル	866,250円
40ミリメートル	1,489,950円
50ミリメートル	2,564,100円
75ミリメートル	6,930,000円
100ミリメートル	15,015,000円
150ミリメートル	39,270,000円
200ミリメートル	76,230,000円
250ミリメートル	130,515,000円

器の口径	に納付されたものとみなす額
13ミリメートル	57,750円
20ミリメートル	157,500円
25ミリメートル	409,500円
30ミリメートル	787,500円
40ミリメートル	1,354,500円
50ミリメートル	2,331,000円
75ミリメートル	6,300,000円
100ミリメートル	13,650,000円
150ミリメートル	35,700,000円
200ミリメートル	69,300,000円
250ミリメートル	118,650,000円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。